

変更後

(表紙)

一般用

沖縄県建築基準法取扱基準

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

改定：平成28年3月31日（平成28年4月1日施行）

沖縄県土木建築部建築指導課

変更前

(表紙)

一般用

沖縄県建築基準法取扱基準

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

沖縄県土木建築部建築指導課

変更後		変更前	
沖縄県建築基準法取扱基準(一般用)		沖縄県建築基準法取扱基準(一般用)	
目次	ページ	目次	ページ
第1総則		第1総則	
敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて	1-1	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて	1-1
機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2	機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2
トレーラーハウスの取扱いについて	1-3	トレーラーハウスの取扱いについて	1-3
集会場の取扱いについて	1-4	集会場の取扱いについて	1-4
ビニールハウスの取扱いについて	1-5	ビニールハウスの取扱いについて	1-5
携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6	携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6
公園、広場の取扱いについて	1-7	公園、広場の取扱いについて	1-7
昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8	昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8
用途変更の取扱いについて	1-9	用途変更の取扱いについて	1-9
土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10	土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10
面積算定の取扱いについて	1-11	面積算定の取扱いについて	1-11
屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12	屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12
吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13	吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13
建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14	建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14
第2 単体規定		第2 単体規定	
現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1	現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1
シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2	シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2
共同住宅等における納戸について	2-3		
第3 集団規定		第3 集団規定	
採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1	採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1
第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	3-2	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	3-2
ペト関連施設の用途について	3-3	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて	3-3
第4 防火避難規定		第4 防火避難規定	
令第128条における共同住宅の出口の解釈について	4-1	令第128条における共同住宅の出口の解釈について	4-1
窓その他の開放できる部分の取扱いについて	4-2	窓その他の開放できる部分の取扱いについて	4-2
排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	4-3	排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	4-3
屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて	4-4		
 ※朱書き部分が改定箇所(H28.3.31)となります。			

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

☆総則

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて						法2条
							令1条
取扱い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占有許可等や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>						
	<p>橋等の有効幅員については、建築物の用途規模に応じた接道長さを満たす必要がある。占有許可等とは、占有許可、使用許可(占有する旨の許可)を想定</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	総則
	○	○	○	○	○	○	敷地
<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>							敷地

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて						法2条
							令1条
取扱い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占有許可や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	総則
	○	○	○	○	○	○	敷地
<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>							敷地

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

☆総則

内容	ビニールハウスの取扱いについて						法2条
取扱い	次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。						
	①育成・栽培のために限定して設置されたものであること。 ②施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。						
解説							
関連	平20九州ブロック行政連絡会議						大分類
	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	総則 定義 ビニールハウス等 凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

内容	ビニールハウスの取扱いについて						法2条
取扱い	次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。						
	①育成・栽培のために限定して設置されたものであること。 ②施設の支保材は、スチールパイプ等の簡易なものであること。 ③施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。						
解説							
関連	平20九州ブロック行政連絡会議						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	総則 定義 ビニールハウス等 凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準（一般用）

★単体規定

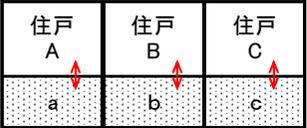
<追加 基準案>

内容	共同住宅等における納戸について					法28条
						令 条
取扱い	次に掲げるいずれかを設けた共同住宅等の室については、住宅の居室とみなし法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。					
	① テレビ、電話、インターネット機器を接続するための設備 ② 畳、ベッド等 ③ 押入れ					
解説	共同住宅等の住戸において、法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部がない室を納戸等として建築確認済証の交付を受けながら、当該室内にテレビや電話等を設け居室として利用するものが見受けられる。					
	居室に必要な設備などを設けた室については、たとえ室名が納戸等であっても住宅の居室とみなし法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けるように定めるものである。 なお、法第28条第1項ただし書きの規定により、用途上やむを得ない居室については、その限りでない。 例：住宅の音楽練習室、リスニングルーム等(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)					
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成7年住指発第153号】					大分類
						中分類
取扱い						小分類
	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市
凡例 ○：同様な取扱い △：詳細は確認の必要あり ×：別の取扱いがある						単体規定 衛生 採光

変更後

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて						法48条
							令 条
取扱い	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。						
	 <p>住宅部分と兼用部分は、内部で出入りできること</p> <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{㎡}$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$c \leq 1/2C$</p> <p>第一種低層住居専用地域内の兼用住宅の規定は、戸建て住宅、長屋及び共同住宅等で共用部分の無い住戸(長屋部分)の場合に適用する。</p> <p>なお、長屋部分を一部含む共同住宅における県条例24条第2項の面積については、長屋部分も含む建築物全体の面積とする。</p>						
解説							
	 <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{㎡}$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$c \leq 1/2C$</p>						
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて						法48条
							令 条
取扱い	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。						
	 <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{㎡}$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$c \leq 1/2C$</p>						
解説							
関連							大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準

●集団規定

内容	ペット関連施設の用途について						法48条
							令 条
取 扱 い	<p>ペットを収容・飼育する施設は、畜舎として扱う。</p> <p>ペットショップの場合、ペットが売却されるまで、店内ケージや陳列棚等で飼育する場合は、その床部分は、「畜舎」とし、建築物用途は「物品販売業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>ペットホテルの場合、ペットを収容する施設の床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>動物病院で入院施設がある場合、ペットを収容する床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p>						
解 説							
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取 扱 い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

大分類
 中分類
 小分類
 集団規定 用途地域 ペット

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

○防火・避難規定

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて						法35条					
							令112条					
取扱い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>断面 令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がない</p> <p>断面 令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある部分</p>											
解説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に堅穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画を要するものである。また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のもので、$5 \times (\text{短辺D})$を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>建築設備設計・施工上の運用指針 2003年版</p> <table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火区画</td> <td>防火区画</td> </tr> </table>						大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火区画	防火区画
大分類	中分類	小分類										
防火避難規定	防火区画	防火区画										
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある					
	○	○	○	○	○	○						

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて						法35条					
							令112条					
取扱い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>断面 令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がない</p> <p>断面 令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある部分</p>											
解説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に堅穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画を要するものである。また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のもので、$5 \times (\text{短辺D})$を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>建築設備設計・施工上の運用指針 2003年版</p> <table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火区画</td> <td>防火区画</td> </tr> </table>						大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火区画	防火区画
大分類	中分類	小分類										
防火避難規定	防火区画	防火区画										
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある					
	○	○	○	○	○	○						